

愛知県営大高緑地  
公園施設設置管理者  
募集要項



平成27年3月

愛知県建設部公園緑地課

## 1. 趣旨

この要項は、愛知県営大高緑地（以下、「大高緑地」という。）の魅力向上を図ることを目的として、**既存の樹林地を活かしつつ**公園施設を設置、管理運営する者（以下「設置管理者」という。）を公募で選定するために必要な事項を定めています。

## 2. 大高緑地の概要

### (1) 所在地

愛知県名古屋市長区大高町及び鳴海町地内

### (2) 開園面積

約100.6ha

### (3) 年間利用者数

約160万人（平成25年度実績）

### (4) 主要な公園施設

#### 1) 有料施設

ゴーカート、野球場、テニスコート、デイキャンプ場、プール、ベビーゴルフ場 等

#### 2) 無料施設

芝生広場、和風庭園、さくらの園、児童園、恐竜広場、ロングスライダー 等

### (5) 開園日、利用時間

1) 基本的に、常時開園しており、いつでも利用できます。

2) 但し、公園施設によっては、次のとおりです。

#### ①営業日

月曜（祝日等の場合は、翌平日）及び年末年始は、休業としている公園施設があります。また、プールは夏期のみ営業しています。

#### ②利用時間

個別に利用時間を設定している公園施設があり、特に、園路（車道）の一部及び駐車場については、原則として、午後7時～翌朝7時までは閉鎖しています。

### (6) 管理運営

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）に基づく指定管理者制度を導入しており、現在（平成28年3月末日まで）の指定管理者は、公益財団法人愛知県都市整備協会です。

### (7) その他

1) 詳しくは、大高緑地のホームページ <http://aichi-koen.com/odaka/> をご覧下さい。

2) 大高緑地は、都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業を愛知県が施行しています。

3) 暴風警報が発令された場合等は、閉園されます。

### 3. 募集する公園施設

#### (1) 公園施設の種類

今回、募集する公園施設は、次のとおりです。

- 1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項第4号に規定する遊戯施設
- 2) 上記同法同条同項第7号に規定する便益施設に該当する売店（自動販売機含む）又は飲食店

#### (2) 提案種別

##### 1) 必須提案の公園施設

遊戯施設は、必ず提案するものとします。

##### 2) 任意提案の公園施設

売店、飲食店は、必須の提案ではありません。

提案があった場合には、7.（2）における評価項目3. の評価内容（1）で評価されます。

#### (3) 設置区域

- 1) 遊戯施設、売店、飲食店（以下「遊戯施設等」という。）の設置区域は、大高緑地第7、第8駐車場の東側にある樹林地を含む区域内（約4ヘクタール）を基本とする。（別図参照）  
上記区域外についても、設置区域として提案できるが、この場合、上記区域外の樹木の伐採又は撤去等を行うことはできない。
- 2) 法的な土地利用規制としては、第2種住居地域、地域森林計画対象民有林、風致地区、宅地造成工事規制区域、砂防指定地等があります。
- 3) 法的な土地利用規制ではありませんが、急傾斜地崩壊危険箇所の指定もされています。
- 4) 都市計画事業の施行に伴う建築等の制限があります。

#### (4) 利用対象者

##### 1) 遊戯施設

主に、子ども連れのファミリー層の来園者とします。

##### 2) 売店、飲食店

大高緑地の全ての来園者とします。

#### (5) 開業時期、営業日及び営業時間

- 1) 遊戯施設等の開業時期は、（6）1）の許可取得日から1年以内とします。
- 2) 遊戯施設等の営業日は通年営業（年末年始を除く）、営業時間は開門時間（午前7時から午後7時まで）内を基本とします。

#### (6) 許可

- 1) 都市公園法第5条及び愛知県都市公園条例（昭和32年6月22日条例第22号）第7条の規定に基づく公園施設の設置又は管理の許可が必要になり、その期間は、許可の日から10年間とします。なお、許可の対象は、遊戯施設等を含め設置管理者が設置又は管理する全てのものとします。（許可を受けた区域、施設が管理する対象になります）

2) 設置管理者の業務実績等に問題が無く、且つ、大高緑地の整備計画等に支障が無い場合には、愛知県との協議により、上記1)の許可について、10年以内の期間毎で更新を行うことができます。

3) 上記1)又は2)の許可の期間中であっても、愛知県において必要があるとき、許可の条件に違反したとき、又は、反社会的な行為があったとき等は、愛知県が許可を取り消すことができるものとします。その際には4.と同様の協議を行うものとします。

#### (7) 条件

1) 土地の改変及び樹木の伐採等は、必要最小限とし、樹林地内における遊戯施設等の設置面積は、1ヘクタール未満とする。

また、一団の区域として伐採する等、樹林地の外観として、伐採した箇所が著しく目立つ伐採を行ってはならない。

2) 遊戯施設等の高さは、設置する地表面から10mまでを限度とすること。

3) 大高緑地における景観及び自然環境に配慮すること。

4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）及び愛知県の人にやさしいまちづくり条例（平成6年10月14日条例第33号）を遵守すること。

5) 設置管理者は、原則として、12.(1)3)企画提案書に記載された内容を変更することはできない。

6) 許可を受けた区域の管理等については、次のとおりとすること。

① 許可を受けた区域の境界を現地で明示すること。

② 防犯対策、安全対策等を含めて、フェンス等の設置により適切に管理すること。

③ 特に、樹木等については、「1.趣旨」を踏まえて適切に保全を行うこと。

④ 許可を受けた区域外における樹木等が、遊戯施設等の設置、管理運営に支障が生じた場合には、愛知県との協議の上、当該樹木等の剪定又は撤去等を行うことができる。

7) 遊戯施設の利用料金については無料、有料を問わない。

8) 遊戯施設等の開業後は、毎年、利用状況及び決算状況等を愛知県に提出すること。

9) 遊戯施設等で発生したトラブルについては、速やかに対応すること。また、トラブルの内容等については、速やかに愛知県に報告すること。

10) 開業後、愛知県は、必要に応じて、管理運営状況等に改善を求めることがある。

11) 他の公園施設又は第三者に損害を与えたときは、賠償すること。

12) 事故に対応するため、施設賠償責任保険等に加入すること。

13) 騒音の発生を抑制する等近隣住民の生活環境に配慮すること。

14) 遊戯施設等を営業する権利の第三者への譲渡は行わないこと。また、遊戯施設の営業については、再委託を認めない。また、売店、飲食店の営業を再委託する場合には、予め愛知県の承認を得ること。

- 1 5) 遊戯施設等に起因するゴミの回収は設置管理者が行い、廃棄物の処理（保管、搬出、処分等）は設置管理者の責任において適切に行うこと。
- 1 6) 許可を受けた区域内は、原則として、禁煙とする。
- 1 7) 大高緑地におけるイベントの開催、工事、災害及び暴風警報発令等によって、遊戯施設等の営業等が出来ない、又は、制約を受ける等の場合がある。この場合、営業補償等を受けることはできない。
- 1 8) 遊戯施設等の開業後、愛知県が大高緑地内の他の場所に別の事業者による公園施設の設置等を認めることにより、遊戯施設等の営業等に影響が出る場合がある。この場合、営業補償等を受けることはできない。
- 1 9) 大高緑地及びその周辺において、遊戯施設等に起因する渋滞等が発生する恐れがある場合及び発生した場合は、設置管理者は、車、人の誘導等を行うこと。
- 2 0) トイレを設置（仮設含む）すること。
- 2 1) 遊戯施設等の問い合わせに対して、円滑な対応ができるように固定電話を設置すること。
- 2 2) 遊戯施設等の管理運営等に要する看板等については、次のとおりとする。
  - ① 既存の案内看板、公園地図等について、遊戯施設等を表示すること。特に、国道1号及び国道302号から大高緑地に入ってきた来園者（主に、車の利用者）が、容易に遊戯施設等に行くことができるようにすること。
  - ② 上記①以外の事業者の看板についても、名古屋市屋外広告物条例を遵守すること。
- 2 3) 関係法令を遵守すること。
- 2 4) 遊戯施設等の従業員等の駐車場が大高緑地の中で必要な場合は愛知県と協議すること。

#### 4. 遊戯施設等その他許可区域内に設置する施設の廃止

設置管理者が、遊戯施設等その他許可区域内に設置の施設を廃止する場合は、原則として、原状回復とし、廃止時期や原状回復等について愛知県と協議するものとします。

#### 5. 費用負担

設置管理者は、次の費用を負担するものとします。

- (1) 遊戯施設等その他許可区域内に設置又は管理する施設については、愛知県都市公園条例に定める使用料  
(許可の期間中であっても、税や物価の変動等に伴って使用料を改定することがあります。)
- (2) 遊戯施設等その他許可区域内に設置する施設の設置及びその管理運営等に係る全ての費用
- (3) その他提案した内容の実施、管理運営等に係る全ての費用
- (4) 廃止による原状回復に係る全ての費用
- (5) その他応募、関係法令等の手続き等に係る全ての費用

## 6. 応募資格

次に掲げる（１）から（７）までのすべての要件を満たす法人又は複数の法人が共同する団体（以下、「企業体」という。）に応募資格があるものとします。

なお、応募者が企業体の場合には、（１）については構成員のいずれかが、（２）～（５）については構成員の全てが要件を満たすものとします。

- （１）遊戯施設について、３．（２）に掲げる提案内容と同種の形態で営業している、又は、過去５年間（平成２１年４月から応募申請書を提出する前日まで、以下同じ）に３．（２）に掲げる提案内容と同種の形態で営業した実績のあること。
- （２）地方自治法施行令第１６７条の４（昭和２２年政令第１６号）の規定に該当しない者であること。
- （３）「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２４年６月２９日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- （４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- （５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （６）次に掲げる愛知県税及び国税が未納でないこと。（但し、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者に限る。）
  - １）愛知県税  
法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）及び自動車税
  - ２）国税  
法人税、消費税及び地方消費税
- （７）応募申請書の提出日から最終候補者の選定通知をした日までに愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。

## 7. 設置管理者の最終候補者等の選定

### （１）選定方法

#### １）書類確認

- ① 書類受領後は、愛知県において、応募資格、企画提案書の内容が本募集要項に従って記載されていること等の書類確認を行います。
- ② 書類確認においては、必要に応じてヒアリングの実施、追加資料の請求等を行うことがあります。

- ③ 書類確認の結果、応募資格がないと認められた者は、次の審査の対象にはなりません。また、応募資格がないと認められた者に対し、平成27年5月中旬頃までに愛知県からその旨文書（様式第1号）で通知します。

## 2) 審査

- ① 応募資格を有すると認められた者は、「大高緑地公園施設設置管理者選定委員会」（以下、「委員会」という。）において、企画提案書の記載内容に関するプレゼンテーション（パワーポイント使用可）を行います。なお、プレゼンテーションの日程は、別途連絡します。
- ② プレゼンテーションは、提出書類の内容に基づいた内容で提案を行うものとし、提出資料にない内容の提案は行わないものとします。
- ③ 委員会において、設置管理者の最終候補者及びその次点候補者（以下、「最終候補者等」という。）を選定するための審査を行います。審査の対象は、企画提案書の記載内容、プレゼンテーション時の質疑応答とします。
- ④ 委員会は、（2）評価基準に基づき審査の結果として点数を付けるものとします。

## 3) 選定

各委員（満点は100点）は応募作品毎に点数を付けて、各委員の合計点の最も高かった者を設置管理者の最終候補者として、二番目に高かった者を次点候補者として選定します。

但し、委員4人合計点（400点満点）が200点に満たなかった場合には、最終候補者等の選定は行わないものとします。

## (2) 評価基準

評価項目、評価内容及び配点は次のとおりとします。

評価項目		評価内容	
1	樹林地を活用した遊戯施設の 魅力度 (配点：50点)	(1)	遊戯施設は、樹林地という立地を活かしつつ、楽しさ、ユニークさ等を十分に発揮しているか。 また、飽きの来ない工夫、主な利用対象者及び実現可能性等において、優れているか
		(2)	遊戯施設は、景観及び自然環境に十分配慮しているか。
2	安定的、継続的な管理運営 (配点：30点)	(1)	応募者が営んでいる事業について、経営状況等は良好か
		(2)	提案された施設について、安定的且つ継続的な経営の面で、優れているか
		(3)	提案された施設について、防犯対策、安全対策及び樹木の保全(管理)方法は、優れているか
3	来園者サービス向上の取り組み等 (配点：20点)	(1)	売店や飲食店の整備、提案された施設のバリアフリー化等来園者の利便性の向上において、優れているか
		(2)	提案された施設の整備以外で、大高緑地の魅力向上に繋がる具体的な企画又はサービス提供は、優れているか
		(3)	その他

(3) 選定結果の通知及び公表

審査の結果は、平成27年7月頃に審査対象者全員に対し、愛知県から文書（様式第2号）で通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、愛知県のホームページにおいて、最終候補者名等を公表します。

アドレス <http://pref.aichi.jp/koen>

(4) 応募資格がないと認められた理由又は非選定理由の説明

1) 書類確認で応募資格がないと認められた者、又は最終候補者等として選定されなかった者は、愛知県に対して応募資格がないと認められた理由、又は非選定の理由について、次に従い、書面（様式第3号）により説明を求めることができます。

①提出期限

応募資格がないと認められた、又は選定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日という。」）を除く。）後の午後5時

②提出場所

愛知県建設部公園緑地課企画・都市緑化グループ

③提出方法

持参により提出するものとし、郵送、ファクシミリ、電子メール等によるものは受け付けません。

2) 愛知県は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求められた者に対して、書面（様式第4号）により回答します。

(5) 委員会の委員への接触の禁止等

応募者は、最終候補者等の選定前までに、委員会の委員に対して、本募集について接触を行った場合は、失格となることがあります。

【委員会の委員】

氏名	所属・職名
加藤 義人	三菱 UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 名古屋副本部長
佐藤 久美	金城学院大学 教授
柘植 里恵	柘植公認会計事務所 公認会計士
吉永 美香	名城大学 准教授

また、本募集要項配布日から最終候補者選定の通知日までは、応募者に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関する問合せにも回答できません。

## 8. 選定後の手続き

(1) 最終候補者は、都市公園法に基づく許可の申請を行うために、速やかに愛知県と協議を行うものとします。この協議の中で、企画提案書の内容（営業日、営業時間、利用料金等）について、一部変更していただく場合があります。

最終候補者は、愛知県との協議が整った後、速やかに上記許可の申請を行うものとします。

(2) 愛知県との協議の結果、最終候補者が上記許可申請をしない場合には、次点候補者が、最終候補者としての地位を取得するものとします。

(3) その他関係法令に基づく手続きは、最終候補者が、各許認可権者と協議して手続を行うものとします。

## 9. 募集要項の配布等

**応募者は、必ず次の期間内に配布場所にて本募集要項の配布を受けるとともに、受付を行ってください。受付を行わなかった場合には、応募することはできません。**

(1) 配布期間等

平成27年3月23日（月）から平成27年4月21日（火）まで  
（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 配布場所

愛知県建設部公園緑地課企画・都市緑化グループ

(3) 受付

募集要項の受領後、受領者（法人名等）、担当者名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を受付用紙に記入するものとします。

## 10. 説明会

次のとおり説明会を開催します。この説明会への参加を希望する場合は、説明会参加申込書（様式第5号）を平成27年3月27日（金）午後5時までに、電子メールにより愛知県建設部公園緑地課企画・都市緑化グループに提出してください。なお、説明会参加申込書のデータについては、9.（3）の受付を済ませた方の内希望の方に電子メールで送付します。

(1) 開催日時

平成27年3月30日（月） 午前10時～午後3時（予定）

(2) 集合場所

大高緑地管理事務所2階の会議室

住所 : 〒459-8001 愛知県名古屋市緑区大高町字高山1-1  
(別図のとおり)  
電話番号 : 052-622-2281

### (3) 進め方

- 1) 午前10時から上記会議室で本募集要項等の説明を行います。
- 2) 午後1時から設置場所で現地の説明を行います。

### (4) 留意事項

- 1) 悪天候を除き雨天決行
- 2) 本募集要項を持参してください。

## 1.1. 質問及び回答

- (1) 本募集要項に対する質問がある場合は、平成27年3月31日(火)から平成27年4月6日(月)までに、質問票(様式第6号)を電子メールにより愛知県建設部公園緑地課企画・都市緑化グループに提出してください。なお、質問票のデータについては、9.(3)の受付を済ませた方の内希望の方に電子メールで送付します。
- (2) 質問に対する回答は、平成27年4月15日(水)までに、9.(3)の受付を済ませた方全員に電子メールで送付し、合わせて、愛知県建設部公園緑地課企画・都市緑化グループにおいて閲覧も行います。

## 1.2. 応募手続き

### (1) 提出書類

本募集要項を熟読の上、以下の書類を提出してください。

- 1) 応募申請書(様式第7号)及び誓約書(様式第8号)
- 2) 遊戯施設の営業実績(様式第9号)

遊戯施設について、提案内容と同様の形態で営業している、又は、過去5年間(6.(1)に同じ)に提案内容と同様の形態で営業した実績のあることがわかるもの。

- 3) 企画提案書(様式第10号)

応募者を特定できるような表示(法人名、ロゴマーク等)をしないこと。

- 4) 応募者の業務(会社)概要(様式第11号)

- 5) 添付書類

- ① 登記事項証明書(応募日において発行日より3ヶ月以内のものに限ります。)
- ② 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの(最新のもの)
- ③ 税務申告書(連結及び単独、過去5年間分(6.(1)に同じ))の写し  
決算書、勘定科目内訳明細書及び会社概況等の添付書類の写しも含む
- ④ 国税の納税証明書「その3の3」及び愛知県税の納税証明書(未納額がないこと用)又は「愛知県税の納税義務がないことの申出書」(様式第12号)

- ⑤ 遊戯施設等の設置、管理運営に必要な関係法令に基づく許可書等  
例：飲食店については、食品衛生責任者となることができる資格を有する者(現場責任者)を配置できることを証明する資格証の写し
- ⑥ 企業体協定書の写し(様式第13号)(企業体の場合)
- ⑦ 委任状(様式第14号)(企業体の場合)
- ⑧ 借入を予定している場合には、金融機関の関心表明書を添付することが望ましい。また、自己資金の場合は、応募者の残高証明書を添付することが望ましい。

(2) 提出部数等

- 1) (1) 提出書類のうち、1)、2)、4)、5)
  - ・A4版フラットファイル等に左綴じ、正本1部、副本1部を提出すること。
- 2) (1) 提出書類のうち、3)
  - ・A3版フラットファイル等に左綴じ、正本1部、副本7部を提出すること。

(3) 提出先及び提出方法

1) 提出先

愛知県建設部公園緑地課企画・都市緑化グループ

{	住所	: 〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
	電話番号	: 052-954-6526 (ダイヤルイン)
	電子メールアドレス	: koen@pref.aichi.lg.jp

2) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

但し、郵送による場合は、書留もしくは配達記録によること。

(4) 提出期間

平成27年4月22日(水)から平成27年5月22日(金)まで(受付期間内必着)とします。

但し、持参する場合は、上記期間において、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)とします。

(5) 提出書類に係る著作権

1) 設置管理者の最終候補者の選定までの著作権

提出書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は、応募者に帰属します。但し、愛知県は、設置管理者の最終候補者の選定に必要な場合に、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

2) 設置管理者の最終候補者の選定後の著作権

設置管理者の最終候補者の提出書類に著作権がある場合の著作権は愛知県に帰属し、最終候補者に選定されなかった提出書類の著作権は応募者に帰属します。

(6) その他留意事項

- 1) 応募受付後における提出書類の差し替え及び再提出は、認めないものとします。

- 2) 応募及び審査に際して応募者に係る経費は、全て応募者の負担とします。
- 3) 設置場所等を測量する等の場合は、事前に愛知県と協議すること。
- 4) 提出された書類は、返却しません。
- 5) 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- 6) 提出された書類は、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日条例第19号）等の対象となり、同条例の規定に基づいて個人情報及び法人等情報など非開示とすべき箇所を除き開示することがあります。

### 13. 応募にあたっての留意事項

応募者が、次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から外し、又は最終候補者としての選定を取り消す場合があります。

- (1) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定の手続きに関して、不正な行為をしたと愛知県が認めた場合
- (3) 6. に掲げる応募資格を満たしていないことが判明した場合
- (4) 業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置管理者として業務を行うことについて、ふさわしくないと愛知県が認めた場合

### 14. 今後のスケジュール（予定含む）

平成27年3月23日（月）から 平成27年4月21日（火）まで	募集要項の配布
平成27年3月27日（金）まで	説明会参加申込み
平成27年3月30日（月）	説明会の開催
平成27年3月31日（火）から 平成27年4月6日（月）まで	質問の受付
平成27年4月15日（水）まで	質問に対する回答
平成27年4月22日（水）から 平成27年5月22日（金）まで	応募の受付
平成27年5月下旬頃	書類確認
平成27年6月中旬頃	プレゼンテーション
平成27年7月頃	審査結果の通知及び公表
最終候補者の選定後	・ 愛知県との協議 ・ 関係法令等に係る許可申請 等

※募集要項に付属の様式集については、上記受付にて受付手続きをしていただいた方に電子メールにて送付いたします。